

# 児童虐待の防止等に関する政策の概要

## 児童虐待の防止等

### 【関係法令等】

- 児童虐待の防止等に関する法律（平 12 法 82）
- 児童福祉法（昭 22 法 164）
- 子ども・子育て応援プラン（平 16.12 少子化社会対策会議決定）
- 子ども・子育てビジョン（平 22.1 閣議決定）

### 【各種指針等】

- 児童相談所運営指針（（厚）平 22.3 改）
- 市町村児童家庭相談援助指針（（厚）平 22.3 改）
- 子ども虐待対応の手引き（（厚）平 21.3 改）
- 児童福祉施設最低基準（（厚）平 22.6 改）

### 【平成 23 年度予算額】

- ・ 厚生労働省：859 億円
- ・ 文部科学省：98 億円（注）
- ・ 法務省：2 億円
- （・ 内閣府：なし）

（注）なお、文部科学省については、複数の事業に係る補助金を一括して学校・家庭・地域の連携協力推進事業等として交付しているため、そのうちの児童虐待関係の予算額は切り出せないことから、同事業等の総額を記載

### 【発生予防】

- 1 育児の孤立化防止対策《厚生労働省》〈市町村〉**
  - ・ 乳児家庭全戸訪問事業  
乳児のいる全家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、母子の心身状況の把握等を実施 [児童福祉法（努力義務）]
  - ・ 養育支援訪問事業  
乳児家庭全戸訪問事業等により養育支援が必要とした家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう相談、指導等を実施 [児童福祉法（努力義務）]
  - ・ 地域子育て支援拠点事業  
乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設して子育てについての相談等を実施 [児童福祉法（努力義務）]
- 2 家庭・地域や学校における取組《文部科学省》〈市町村等〉**
  - ・ 訪問型家庭教育相談体制充実事業  
地域の子育て経験者等が学校等と連携して家庭等を訪問して支援を実施
- 3 発生予防のための広報・啓発《法務省》〈法務局等〉**
  - ・ 子どもの人権を含む各種啓発活動を実施 [人権教育・啓発推進法]

### 【早期発見】

- ※ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は児童相談所又は市町村に速やかに通告 [児童虐待防止法]
- 1 保育所における早期発見に係る対応《厚生労働省》〈市町村等〉**
    - ・ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は児童相談所又は市町村に速やかに通告するよう指導 [手引き]
  - 2 学校における早期発見に係る対応《文部科学省》〈都道府県教委等〉**
    - ・ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は児童相談所又は市町村に速やかに通告するよう指導 [通知]  
速やかな通告等のために、児童生徒に対する相談等を行うスクールカウンセラー等を配置し、学校における被虐待児童への対応等を整理した文部科学省作成の研修教材を活用
  - 3 医療機関における早期発見に係る対応《厚生労働省》〈都道府県等〉**
    - ・ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は児童相談所又は市町村に速やかに通告されるよう体制を整え、医療機関と連携 [手引き]
  - 4 早期発見のための広報・啓発〈国・都道府県等〉**
    - ・ 児童虐待に係る通告義務等について広報・啓発を実施 [児童虐待防止法（努力義務）]  
その一環として児童虐待防止推進月間を推進 [内閣府、厚生労働省]
  - 5 人権相談等の実施《法務省》〈法務局等〉**
    - ・ 法務局・地方法務局において「子どもの人権 110 番」、「子どもの人権 SOS ミニレター」、「インターネット人権相談（SOS-e メール）」を実施

### 【早期対応から保護・支援】

- 1 児童相談所及び市町村等における対応**
    - (1) 児童虐待相談対応体制の整備《厚生労働省》《文部科学省》〈都道府県等〉**
      - ア 児童相談所及び市町村における要員の確保等《厚生労働省》
        - ・ 平成 17 年度から i) 児童福祉司の配置基準は、人口 5～8 万人当たり一人 [児童福祉法施行令]、ii) 市町村は児童虐待相談対応を開始し、人材の確保等の必要な措置を講じ、都道府県等は担当者の研修など市町村への支援を実施 [児童福祉法]
      - ・ 児童相談所は、i) 市町村に対する技術的援助や助言、ii) 専門的な支援が必要なケースに対応、市町村は比較的軽微なケースに対応することで、役割を分担 [市町村援助指針]
    - イ 小・中学校へのスクールソーシャルワーカーの配置《文部科学省》
      - ・ いじめ、児童虐待などの課題に対し、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を実施
  - (2) 安全確認の実施《厚生労働省》〈都道府県等〉**
    - ・ i) 児童相談所は 48 時間以内に実施することが望ましい [運営指針] (※)、ii) 市町村は状況に応じ速やかに実施 [市町村援助指針]。また、児童相談所は、必要に応じ立入調査、保護者等への出頭要求のほか、臨検又は捜索を実施 [児童虐待防止法]
  - ※ 厚労省は、平成 22 年 9 月に都道府県等に対し、安全確認は 48 時間以内を原則とする等安全確認を更に徹底するよう通知
  - (3) 児童及び保護者への援助等《厚生労働省》〈都道府県等〉**
    - ア 一時保護所の環境改善等  
児童の安全を確保するため、児童相談所付設の一時保護所において保護を実施（原則 2 か月） [児童福祉法]
    - イ 保護者に対する援助  
児童相談所及び市町村は保護者に対するアセスメント（調査）等を踏まえ援助指針（援助方針）を決定。児童相談所は援助指針に基づき保護者のニーズに応じた援助、法に基づく指導（行政処分）、勧告等を実施 [児童福祉法及び児童虐待防止法]
    - ウ 児童相談所と児童養護施設等との連携  
児童養護施設等に入所した児童に対する支援に際し、児童相談所と施設とは十分連携を図ることとされ、児童相談所は援助指針の提供等を実施 [運営指針]
    - エ 国・地方公共団体における死亡事例等の検証  
国及び地方公共団体は死亡事例等の重大事例について分析、検証を実施 [児童虐待防止法]
- 2 社会的養護体制の整備《厚生労働省》〈都道府県等〉**
  - ア 児童養護施設等の施設の整備等
    - ・ 児童を保護する必要があると認める場合、都道府県等は、乳児院又は児童養護施設への入所措置（軽度の情緒障害を有する児童については情緒障害児短期治療施設）、里親への委託措置等を実施 [児童福祉法]
    - ・ 国は、施設の整備・小規模化、個別対応職員の配置等を推進
  - イ 里親の普及及び里親委託の促進  
都道府県等は里親登録及び里親への委託等を行っており [児童福祉法]、国はこれを推進するために里親支援事業を実施

### 【関係機関の連携】《厚生労働省》〈市町村等〉

要保護児童対策地域協議会：被虐待児童等の適切な保護支援等を図るため関係機関等により構成され、実務者会議（ケース進行管理等）、個別ケース検討会議（情報共有、役割分担検討等）等を開催 [児童福祉法努力義務]

※ 《 》は関係府省、〈 〉は実施主体、[ ]は根拠法令等である。なお、「手引き」とは「子ども虐待対応の手引き」、「市町村援助指針」とは「市町村児童家庭相談援助指針」、「運営指針」とは「児童相談所運営指針」のことである。